

会議回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
2	(金谷副委員長) 〔(仮称)第2清掃工場建設〕検討会議のメンバーの肩書きを教えてください。	会長には、環境審議会委員・元大学教授、副会長には、北大阪商工会議所理事となっており、その他委員については、枚方医師会(代表)、廃棄物減量等推進審議会委員、工学研究科環境工学専攻大学教授、弁護士、コミュニティ連絡協議会(代表)、機械工学専攻大学院教授、薬学部大学教授、助役、理事、企画財政部長、財務部長となっていた。
2	(金谷副委員長) 検討会議の担当事務に発注方式が含まれた理由・経過を教えてください。	検討会議で発注方式を検討して頂いた理由として、当時、全国的にプラント設備工事の談合問題が数多くあった。市では、工事の発注に関し、談合等入札妨害の防止はもとより、公平性、透明性、客観性などを重視する立場から、検討会議の担当事務に発注方式を含めた。なお、要綱設置等事務手続きは、東部整備部(現在の重点プロジェクト推進部東部整備室)が行った。
2	(田中委員長) 事業部門における事業方針の決定はどのように行われるのか。	事業計画が承認された後、事業部門において計画を立案し、重要な事案については庁内委員会(検討委員会)に図り、方針決裁で庁内合意を得て事業方針とした。
2	(金谷副委員長) 建設工事の施行に関する決裁手続き等の運用基準はどのようなものか。	(「建設工事の施行関係決裁手続等の運用基準」を各委員に配付)
2	(金谷副委員長) 総合評価審査委員会は、どのような役割を担っているのか。	落札者決定基準の策定、技術審査、提案の審査及び評価に関すること等である。
2	(金谷副委員長・根岸委員) 総合評価審査委員会で、業者選定を実際に行うのか。要綱にある「請負業者の決定」と規定しているのは、落札業者の決定ということか。	通常、業者の選定及び落札者の決定は、枚方市事務決裁規程に基づき決裁権限者が行う。総合評価の審査委員会では、総合評価にかかる落札者の決定基準の策定を行い、提案の審査を行う。 要綱にある「請負業者の決定」とは、落札者のことである。ただし、総合評価における、各社の提案の採点は総合契約室[現総合契約検査室]で社名を記号化し、委員会では法人名を伏せて採点を行い、合計得点を総合契約室に送り、あらかじめ決められた方法で入札金額と照合し、落札者を決定したものである。
2	(根岸委員) 入札監視員会議は、どのような場合に開かれるのか。	入札監視員会議では、発注内容や入札執行状況等の報告を行い、これについての意見をいただく。 定例会では、契約金額が3,000万円以上の工事等のうち委員が抽出したものを審査し、10億円以上の案件については、入札の前後において臨時に開催している。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
2	(金谷副委員長) 入札監視員会議は、年間に何回程度、開催されるのか。	会議は、原則として年4回定例的に開催することとなっており、10億を超える建設工事に係る入札がある場合などは、必要に応じ臨時に開催される。平成18年度の開催状況としては、定例会を4回、臨時会を3回開催した。 (「入札監視員設置要綱」・「入札監視員会議運営要領」を各委員に配付)
2	(田中委員長) 予定価格の決定は部長決裁となっているが、その根拠について教えてほしい。	枚方市事務決裁規程に基づき本工事は、部長決裁となっている。
2	(田中委員長) 事業計画案が作成されてから、承認を得るまでの期間はどのくらいかかるのか。	通常、9月に事業計画案を作成し、10月から計画内容の精査が行われ、翌年の1月に決定される。
2	(根岸委員) 予定価格が10億円以上の（建設）工事は頻繁に行われるのか。	頻繁にはない。
2	(鈴木委員) 副市長は2人いるが、各々の担当する事務は区分されているのか。	本件に関連する部で区分すると、企画財政部、財務部は木下副市長が、重点プロジェクト推進部は前副市長が担当となっている。(「枚方市副市長に関する規則」を各委員に配付)
2	(金谷副委員長・鈴木委員) 検討会議において分離発注に至った審議内容はどのようなものであったか。	平成14年に学識経験者等で構成された庁外の検討会議を立ち上げ、焼却方式や発注方式について検討してもらった。プラントと建屋を一括で発注するという方式もあるが、当時、プラント設備工事の入札に関して、全国的に談合情報が報道されていたことから、本市としては、会議の中で発注方式も含めて広く検討してもらうことになった。 プラント設備工事は性能重視であるため、プラント設備工事については総合評価指名競争入札、建屋工事については制限付き一般競争入札とする最終の報告書をもらい、それを庁内の検討委員会〔(仮称)第2清掃工場建設検討委員会〕で検討し、平成15年9月12日に分離発注の方針を決定した。
3	(金谷副委員長・根岸委員) 庁内委員会でプラント設備工事と土木建築工事とを分離発注するという決定が、平成15年9月12日になされたということだが、その経過はどのようなものであったか。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
3	(金谷副委員長) プラント設備工事の契約の結果、土木建築工事の予算は約41億となったが、その後、分割発注とした理由の一つに予算が足りないことがあったのか。	総額予算約99億円の枠組みの中で、平成16年度にプラント設備工事(約58億円)を発注し、残額の約41億円で土木建築工事を行うことになった。本市の事前の調査では、プラント設備と土木建築工事の構成比率は、6:4であり、この時点では、土木建築工事の発注は可能であると考えていた。しかし、設計事務所から、提示された土木建築工事の概算額は、予算額の約41億円を大幅に超過していたため、約3か月間設計協議を中断し、積算の圧縮作業を行ったが、実施設計の最終段階でも、工場棟と煙突工事だけで積算額は50億円を超えていた。
3	(金谷副委員長) 残予算約41億円で、土木建築工事を分割した理由はなにか。	予算が不足している中、プラント設備機器の工場製作が順調に進捗し、プラント設備工事の工程に影響を及ぼす工場棟、煙突の建設工事については、着工を急ぐ必要に迫られていたため、工場棟と煙突工事を第1期工事として先行して設計を行った。第2期工事に予定した、管理棟その他付属棟工事については、一般的な建築物であるため、市内の建築業者でも施工が可能なことから平成18年以降に予算計上し、分割発注とした。1回目の入札(工場棟と煙突工事)が不応札となったが、前述のように、プラント設備機器の工場製作が進捗しており、入札不調により契約が遅れる中、平成20年度からの稼働を考慮すると、工期の関係などで同条件による再入札は選択できなかった。また、プラント設備、土木、工場棟、管理棟の各工事業者が参入し、現場が輻輳することから、工期だけでなく、品質の確保、安全の確保等の理由から一括発注に変更したものである。
3	(金谷副委員長・根岸委員) 土木建築工事の内、1回目をなぜ分割発注としたのか。また、不応札となった結果、なぜ一括発注としたのか。	
3	(金谷副委員長) 分割発注で不応札となり、再度、同じ手法(分割)で発注することをしなかった理由はなにか。	
3	(金谷副委員長) プラント設備工事と土木建築工事の分離発注及び土木建築を分割発注したときの1期分と2期分の積算はどのように行ったのか。	ごみ焼却処理工場の土木建築工事は、焼却プラント設備の配置計画によって決まるため、まず、プラント設備工事を発注し、契約したプラント設備業者の機器配置計画に基づいて土木建築工事の設計を行う。土木建築工事は、委託した建築設計事務所が設計積算を行うため、プラント設備工事発注時には土木建築工事の積算作業に着手していない。
3	(鈴木委員) 分割発注の1回目の予定価格を決定した時には、管理棟と洗車棟との予定価格は決まっていたのか。	また、分割発注したときの積算については、プラント設備工事を既に発注しているため、プラント設備工事の工程に影響を及ぼす工場棟・煙突工事を第1期工事として積算を行い発注した。その時点で第2期工事分は、概算のみを算出しており積算は行っていなかった。
3	(鈴木委員) 管理棟・洗車棟を含めて予定価格が約18億円増額した際の積算見積もりを教えてください。	1回目発注時に20%削減していたものを元に戻した復元分が約10億円、次年度に発注予定していた管理棟・その他付属棟の工事費が約7億円で計約17億円、これに消費税相当額を加え約18億円となった。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
3	(田中委員長) 発注方式が分離発注、分割発注、一括発注となった経緯について、庁内委員会の議事録、市長決裁の起案理由により、時系列で説明してほしい。	検討会議の検討結果報告を踏まえて、検討委員会で検討した結果、分離発注の結論を得たことにより方針決裁を得た。(分離H15. 10. 16) ・検討会議から市長への報告(H15. 8. 29) ・検討委員会から市長への報告(H15. 10. 7) ・決裁で市として分離を決定(H15. 10. 16) 土木建築工事は、工事の難易度が異なる2つに分割し建設事業者の工事参加機会を増やすこととした。 分割の理由としては、工場棟・煙突の土木建築工事がプラント設備の形状や配置との整合が求められる高度で複雑な技術的特殊性を有するのに対し、管理棟その他付属棟の土木建築工事は一般的な工事であったことから、前者は、専門技術を有する土木建築業者に発注し、後者は、市内業者の育成と地域経済の活性化に配慮し、市内の建設業者に分割発注するとの方針決裁を得た。 ・決裁で1期・2期の分割発注を決定(H17. 7. 1) しかし、1回目の発注において、第1期工事への応札者がなく入札の執行が中止となった。このため、着工時期が予定より遅れ、今後の工事日程が厳しさを増すことが懸念されたため、発注条件を変更し、平成18年度に発注を予定していた、第2期工事(管理棟・その他付属棟工事)を併せて一括発注も含めて調整する旨検討委員会に諮り、後日、方針決裁を得て、一括発注を決定 ・決裁で一括発注を決定(H17. 9. 22)
3	(金谷副委員長) 設計の監理はどこが行うのか。	ごみ焼却処理工事の設計は専門性が高く特殊工事であるため、財団法人大阪市環境事業協会に監理委託している。これに伴う土木建築工事も委託の中に含んでいる。
3	(根岸委員・鈴木委員) 1回目の分割発注の際、不応札となった理由はわかったのか。	入札参加可能業者に対して、不参加理由を確認することは、再入札の際に一部の業者に有利に働く危険性が生じるために調査していないため、理由はわからない。
3	(根岸委員) プラント設備工事の入札時期にあったとされる談合情報は入札の執行に影響しなかったのか。	具体的な談合情報があつたわけではないが、入札監視員会議に報告し、公正取引委員会にも連絡した。入札監視員会議では、談合を裏付けるような資料等はなく、情報の信憑性も乏しいところから入札を執行した。
3	(鈴木委員) 分割発注の1回目、2回目の入札時の設計図書の販売部数は把握しているのか。	設計図書の販売については、市の契約担当者が入札業者を事前に知ることがないように外部に委託しており、販売部数や、購入業者も市として確認しないことにしているので把握していない。
3	(根岸委員) 設計業者と工事事業者は、発注が別であるため、双方の繋がりはないと考えてよいのか。	市が知っている範囲では関係はない。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
3	(永田委員) 例えば、民間であれば退職、人事異動等の際に、情報漏洩防止等のため、コンプライアンス遵守の署名・サインを行わせるといったことがあるが、枚方市では、そういった組織・職員の庁内・庁外に対する具体的な情報管理対策はあるか。	ご質問のようなコンプライアンス確認の手法は用いていないが、職員には地方公務員法による守秘義務が課せられている。
3	(永田委員) 内部通報制度は、既に制度化しているのか。	公益通報者保護法との整合を図りつつ、その制度化を検討しているところである。
3	(永田委員) 一般的な建設工事の事務処理過程と、第2清掃工場建設工事に係る事務処理過程との異なる点、特徴はなにか。	一般的な施設整備では設計、積算を含め、工事実施に係る手続き(契約事務を除く)は、市長部局においては、事業担当課が「都市整備部建築課」に依頼することとなるが、第2清掃工場建設工事にあたっては、性能発注という特殊な発注方法であることから、「重点プロジェクト推進部東部整備室」が一括して行っていることがあげられる。
3	(永田委員) 分離、分割といった発注プロセス(事業の決定から契約まで)では、いかに妥当性を担保していくかが重要である。	
3	(永田委員) 事務処理過程の妥当性、透明性を確保する意味では、外部・庁内委員会の議事録を可能な範囲で詳細に公表することが必要である。	
4	(田中委員長) プラントと建屋とを分離発注した他の自治体に視察に行ったか。その際、分離発注におけるトラブルの有無等は聞いたか。	分離発注については、尼崎市、大阪市等が行っており、そこへ視察に行ったが、特にトラブルがあったとは聞かなかった。
4	(田中委員長) 事前に、他市の同規模の清掃工場を視察に行ったことはあるか。行ったのであればその時のメンバーは。また、その際、受注業者名は聞いたか。	様々な焼却方式を確認し、参考とするために、検討委員会委員もしくは担当部として視察に行った。検討委員会のメンバーとしては、当時の東部整備部長、環境事業部長等である。受注したプラント業者名も確認した。
4	(金谷副委員長) 第2清掃工場と城南衛生管理組合の新長谷山清掃工場との焼却方式・焼却能力は同様のものか。また、費用はどちらが高いのか。	焼却方式は、両工場ともストーカー炉に灰溶融を付加しているところは同じだが、灰溶融については新長谷山がプラズマ方式であるのに対し、本市は燃料式を採用している。焼却能力は、両工場ともストーカー方式で、120t/日が2炉で同様である。 施工費用については、一般的に燃料式の方が高いと思われるが、燃料式にもいろいろあり、一概に言えない。
4	(金谷副委員長) 11社の見積もり業者の中に、新長谷山清掃工場の落札業者は含まれていたのか。	含まれていた。

会議回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
4	(金谷副委員長) 建屋の1回目入札で不応札となった後、再入札すれば、新たな業者が応札する可能性はあったのか。	再入札した場合に、応札があったかどうかは想定できない。
4	(根岸委員) 制限付一般競争入札により、建屋の2回目の入札における参加業者は3社であったということだが、「制限付き」とはどういうものか。	制限付きとは、枚方市が作成する登録名簿に登録している業者のみに限るとのことである。
4	(根岸委員) 当時、談合問題がプラント業者にあった。それに枚方市も巻き込まれる可能性があって、その対策の1つとして、発注方式を分離し、プラントは総合評価方式とし、建屋は競争性を重視して一般競争入札としたということか。	分離発注方式は検討会議の提言を受けて決定した。なお、当時はプラント業者の談合が問題となっており、プラントについては、見積もりを行った11社のうち排除勧告を受けた4社を除いた7社を指名した。
4	(田中委員長) 当時、談合の心配があったということか。また、談合問題が騒がれていたのはどの程度のものか。	当時、プラント工事や橋梁工事等の談合問題が新聞紙上で騒がれていた。
4	(金谷副委員長) 予定価格を事前に公表する方法は、予定価格の漏洩の防止など談合を防止する手段として考えられる。一方で、業者間では受注調整をしやすいといったことがあり、一長一短である。	
5	(金谷副委員長) 郵便入札と電子入札のメリットは、何か。	郵便入札や電子入札システムでは、業者同士の接触がないので談合が起こりにくいことである。
5	(金谷副委員長) 現行の枚方市の入札方法の種類と内容はどのようなものか。	工事関係の入札方法は、大きく①制限付き一般競争入札、②制限付き一般競争入札(公募型)、③制限付き一般競争入札(工事希望型)の3種類がある。
5	(鈴木委員) 電子入札に参加するための資格と手続きはどのようなものか。	事業者は、カード・リーダーなどを購入後、パソコンと接続し、暗証番号等の登録を行い、システムを利用する。
5	(鈴木委員) 事業者の登録は、入札1件ごとに必要なのか。	工事関係では、事業者は一度登録すると2年後に更新することになる。なお、1年ごとに追加登録を行っている。
5	(金谷副委員長) 枚方市の登録業者は全部で何社あるのか。	業者数は約1500社である。また、1業者は2業種までの登録が可能である。
5	(鈴木委員・根岸委員) 第2清掃工場の土木建築工事の際は、何社程度が入札可能であったのか。	約70社が入札に参加可能であったと思う。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
5	(金谷副委員長・鈴木委員) 登録業者名を入札前に公表しているのか。公表しているのならば、入札案件に応じて、業者が特定できることで談合につながるおそれはないか。	登録業者全てを掲載した名簿を公表している。登録業者のうち、各入札に参加できる資格を有する業者を特定することは困難と考えられる。
5	(鈴木委員) 不応札のため入札中止となることは頻繁にあるのか。	入札中止はある。ただし、大型案件では記憶にない。
5	(金谷副委員長・鈴木委員) 請負業者資格審査等委員会における資格審査とはどういうものか。	発注案件ごとの経営事項審査点数など入札参加資格条件などを審査する。 第2清掃工場土木建築工事においては、混合入札(1社のみならず、共同企業体のどちらでも可とするもの)なども審議した。
5	(永田委員) 入札方式は客観的な判断に基づいた規程等の基準(後日、検証できる仕組み)に基づき決定しているのか。また、妥当性を確保するために、その基準を公表しているのか。	入札方式の種別・内容は、入札契約制度の概要としてホームページに掲載している。 また、入札方式については、請負業者資格審査等委員会で審議して決定している。
5	(田中委員長・永田委員) 請負業者資格審査等委員会、入札監視員会議の議事録は公表しているのか。	入札監視員会議の議事録は会議の概要として、市ホームページに掲載している。 請負業者資格審査等委員会の議事録は、市ホームページでは掲載していないが、情報公開請求があれば開示している。
5	(金谷副委員長) 総合契約検査室で発注案を作成するときの判断はどのようなものか。	入札方式については、工事内容等を踏まえて発注標準と照らし合わせながら、経営事項審査総合評価値(P点)の設定や必要とする業種等の条件案を作成し、請負業者資格審査等委員会で審議される。
5	(田中委員長・金谷副委員長) 入札執行前に開催する入札監視員会議では、どのようなことが審議されるのか。	入札参加条件案を基に、競争性が確保できるかどうか等について審議していただいている。
5	(田中委員長・金谷副委員長) 入札監視員会議を、事前と事後に行っている理由はなにか。	入札監視員会議設置要綱の規定により10億円以上の案件については、慎重を期すために、審議することになっている。
5	(田中委員長) 入札監視員会議で審議した内容が公表されるのであれば、それをもとに談合につながるおそれはないのか。	入札監視員会議の議事録は、会議の概要として公表しており、現在の公表の内容では、談合に結び付くおそれはないと考えている。
5	(永田委員) 事後のチェック機能を果たす組織は、入札監視員会議のみか。	入札監視員会議の他、第2清掃工場建設工事の土木建築工事(1回目)の入札で不応札となった際は、公正取引委員会に連絡した。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
5	(根岸委員) 土木建築工事の2回目の事例のように、補正予算要求が急遽提出されるようなケースは頻繁にあるのか。	予算要求の漏れ等のケースで急遽でてくることは、稀にある。
5	(根岸委員) 案件によっては、入札執行前に外部委員からなる入札監視員会議を開くという仕組みは、透明性を確保する意味では良いと思う。	
5	(田中委員長) 情報の公開をすることで談合発生の端緒となる場合には、注意をする必要がある。	
6	(鈴木委員) 発注方式について、外部の委員会で審議してもらうというケースは頻繁にあるのか。	当時、プラントメーカーの談合問題があったこと等から、談合防止はもとより、公平性、透明性、客観性などを重視する立場から、特に検討会議で審議してもらうこととなった。
6	(永田委員) 予算設定に向けた事業費積算の過程で、妥当性などをチェックする体制はあるか。	本件のような特殊工事では、他市の実績を参考にするとともに、複数の業者に見積もりを行うことで概算額を算出している。
6	(永田委員) 事業費積算において、他市事例や見積もりで十分だったのか。	本件については、新長谷山清掃工場の事例もあり、100億円以内の予算設定となった。特殊工事以外では、市や業者においても一般的な市場価格を把握することが可能であるため、妥当な積算が行える。
6	(永田委員) 予算設定や積算のプロセスについて、特に苦慮するような部分はどのようなことか。	特殊工事については、一般的な市場価格が把握できないところがあるため、専門業者による見積もり等に対応している。
6	(根岸委員) 談合情報に対応するためのマニュアルやフローチャートなどはあるか。	(「枚方市談合情報対応マニュアル」を各委員に配付)
6	(金谷副委員長) 検討会議で、焼却方式と発注方式の両方を調査検討することは審議事項が広すぎると思う。メンバー構成を含めて委員会のあり方を慎重に行うべきだったと思う。	
6	(鈴木委員) 検討会議の議事録を見る限り、当時プラントメーカーの談合問題がある中で、分離発注方式を提言するに至った審議の過程は適当だったように思う。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
6	(田中委員長) 清掃工場という特殊事例においては、 発注方式の問題と工事内容の問題を切り 離して委員会を設けるのは難しいと思 う。	
6	(根岸委員) 検討会議のメンバーの選出については 合理的であったように思える。しかし、 それにもかかわらず事件が起こったとい うことへの対応が必要である。	
6	(永田委員) 特殊工事については、都道府県等から の情報支援を受けることも1つの方法と 考えられる。	
6	(根岸委員) 談合情報の取り扱いについては、検 察庁、警察等の捜査機関への通報を含めて 処理する必要がある。	
6	(根岸委員) 談合を抑止するためにペナルティの強 化に向けた検討が必要ではないか。	
6	(田中委員長・金谷副委員長) 検討会議の担当事務やメンバー構成等 が当時は妥当と考えられたとしても、よ り公平・公正な入札を目指すために、審 議会等の設置に際して、審議する内容や 委員構成等について十分に検討する必要 がある。	
6	(田中委員長・金谷副委員長) 今後の談合防止に向けた一般的な事務 処理を考える上で、外部委員会で審議を 求めるならば、メンバーの構成や、各々 の担当事務に対応した委員会を設置する ことなど、スタート時点からその後のこ とを踏まえた体制の検討が必要である。	
6	(根岸委員) 当初から業者側で談合があった場合、 行政がそれを見抜くことは非常に困難な 問題である。	
6	(田中委員長・金谷副委員長) 本委員会で具体的、専門的な改善策を 構築するのは難しい場合もあり得るが、 この場合でも、改善策につながる課題や 改善につながる案を提言していく必要が ある。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
6	(根岸委員) 本委員会ですべて課題を出し、具体案を出していくことは難しい。場合によっては、調査結果により談合防止策を適切に行っていたということもあり得ると思う。中立的、客観的に調査し、将来的に改善すべきところがあれば明らかにし、それでも既にどこかで談合が決まっていたのなら、どのように防止できるのかということを考える必要がある。	
7	(根岸委員) 入札監視員会議の審議案件の抽出方法はどのようなものか。	契約金額3,000万円以上の工事のうち、監視員により無作為に抽出され、審査が行なわれる。 抽出にあたって、工事内容や入札参加者などについて、案件比較や質問事項などの整理が行えるよう、監視員に対して、事前に対象となる全案件の資料を提供し、その中で審査案件の抽出が行われている。
7	(鈴木委員) 従来、一般競争入札が談合防止策の主流となっていたが、結果的には談合を防止できず、ダンピング等の問題もあったことから、一般競争入札方式により発注していた工事についても、価格競争のみを重視するだけではなく、総合評価方式等、別の入札方式の活用を含めて検討していく必要がある。	
7	(根岸委員) 入札方式を課題として取り上げ、談合を防止するための適切な手法を検討していくべきといった提言は重要だと思う。	
7	(根岸委員) 予定価格については、国は事前公表をしないこととしているが、その理由は、業者の見積もりの努力を損なわせること、談合が容易に行われる可能性があること等とされている。そのため事前公表のメリット・デメリットの検証が必要である。	
7	(金谷副委員長・鈴木委員) 入札監視員会議に、より実効性を持たせ、機能を充実させることが必要だと思う。	
7	(根岸委員) 入札監視員会議については、審議案件の抽出方法に工夫が必要ではないか。兵庫県では落札率が90%のものは必ず検証するといったことがあり、参考にすべきである。また、従前の結果を踏まえて時系列的に抽出することも必要である。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
7	(金谷副委員長・鈴木委員) 入札監視員会議の担当事務として、入札実施後、高落札率等不自然な結果となった場合には、捜査機関と連携し、事実解明に向けて審議を行うことも含めるべきである。	
7	(田中委員長) 改善等を早期に実施するためには、公判の結果まで待つて報告を行うことは困難と考えられる。	
7	(根岸委員) 公判の結果から新たな課題や対応策が必要になれば、最終報告では、中間報告からの追加、変更することで対応することとなる。	
7	(金谷副委員長) 公判結果を待たずに報告する場合は、なお書きで、現時点で抽出できた課題とし、今後の公判内容から新たな事実が判明した場合は、追加する含みを持たせることで最終報告とすることが可能と思う。	
7	(田中委員長・金谷副委員長) 委員会としては、庁内委員会との役割を分担し、対策案については、方向性を示していくことが重要である。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
7	(根岸委員) コンプライアンスの充実については、トップの意識の明確化が重要であり、トップからの定期的、継続的な職員への周知や研修体制の充実を図ることが重要である。また、民間企業等のコンプライアンス施策は参考となると思う。 また、外部からの要望の記録についてもより徹底していく必要がある。後で、トレースできる仕組みが必要である。	
7	(鈴木委員) ペナルティの強化については、対業者のみではなく、職員が談合に関わった場合、損害賠償請求、懲戒等の手法による職員へのペナルティの強化も検討する必要がある。	
7	(金谷副委員長) 職員のペナルティの強化は、官製談合の抑止効果としては有益であり、損害賠償請求をより適切に行使用することや、監査委員の決定を求めずに、賠償命令を行うといった手法も考えられる。	
8	(金谷副委員長) 総額100億円以内の予算の枠組み設定について、庁内（例えば建築課等）から、それを疑問視する意見は出なかったか。	11社の見積もりは最低で約135億円、最高で約198億円の提示であったが、新長谷山清掃工場のケースでは予定価格約98億円に対し落札価格約58億円であったが、これについて市議会で意見が出された。このような状況を踏まえて、100億円以内の枠組みの予算設定となった。
8	(鈴木委員) 事業費の積算にあたって、国・府等からの支援を受けることはできるか。	平成18年度に環境省から、廃棄物処理施設の入札契約の手引きというガイドブックが出されており、各市の建設状況を踏まえて、市町村における予算設定の手法等をアドバイスする体制が整備されつつある。今後は事業費の積算に活用できると思う。なお、そのうち、技術支援団体に登録されている4団体の1つに、第2清掃工場の施工監理を委託している財団法人大阪市環境事業協会が含まれており、今後は、こういった技術支援団体から事業立案、進行管理等の技術支援を受けることが可能となると思う。
8	(鈴木委員・根岸委員) 第2清掃工場建設工事の予算設定にあたって、国や専門家等から支援を受けたのか。	予算設定にあたっては、国や専門家からの助言は受けていない。

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
8	(鈴木委員) 入札監視員会議の委員数は3人ということだが、より実効性を確保するために、増員を検討できないか。	他市との比較や、基本的に全委員が出席の上、審議されるべきであることを考慮すると、現委員数が少ないとまでは考えていない。
8	(金谷副委員長) 入札監視員会議に、業者から意見を聴取する権限はあるか。	業者からの意見聴取は、直接行うことにはなっていないが、必要があれば、事務局で聴取し、委員会に回答することはある。
8	(田中委員長・金谷副委員長・根岸委員) 土木建築工事における度重なる発注方式方式の変更といったことが、入札参加業者の受注意欲を失わせることになり、その結果、特定の受注予定の業者に有利に働き、談合の要因となる恐れがあったのではないか。	
8	(金谷副委員長) 総額100億円以内の予算の枠組み設定については、新長谷山のケースや市議会での意見等により、やむを得なかったと考えるが、今後は専門家等の意見を聞いた上で、冷静かつ客観的に判断する必要がある。	
8	(鈴木委員) 時代とともに適正価格が変動する中で、より適正な事業費の積算を行うために、設計や工程管理等の各種マネジメント業務を専門家にまかせるといったCM(コンストラクションマネジメント)方式等の検討も必要ではないか。	
8	(根岸委員) 市長から、職員に対して、コンプライアンスについての明確な意思表示を繰り返し行っていくことが必要である。	
8	(鈴木委員) 民間で起こる談合を防ぐことは難しいことだが、談合防止にあたっては、発注方式の再検討、コンプライアンスの充実、ペナルティの強化の3つの対策が重要である。	
9	(永田委員) 議事録を詳細に公開することは、談合等の抑止効果が期待できる。国等の議事録公表では、各委員の実名が出され、誰がどのような発言を行ったかを公表している。 なお、すぐに公開することが困難な場合は、一定の期間をおいて、詳細に公表する手法も考えられる。	

会議 回数	委員の質問・意見	市側からの委員への回答
9	(金谷副委員長・永田委員) 審議会等の妥当性・透明性を確保するためには、その委員会の検討情報（検討プロセス）を積極的に公開することが求められる。	
9	(鈴木委員) 入札監視員会議の議事録を詳細に公表することについては、談合発生の端緒との関係もあり、十分な検討が必要である。	
9	(金谷副委員長・永田委員) 審議会等の検討経過における、意思形成過程の部分を情報公開の対象とするかどうかについては検討が必要だ。一定の期間をおいて、公表していくことを含めて対応すべきである。	